

Child-care Guide Book

2025

子育て
ガイドブック



神戸町





1

妊娠がわかったら

P. 2～4

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ① 母子健康手帳の申請 | ② 赤ちゃん和妈妈の健康のために |
| ③ 妊婦支援給付金(1回目・2回目) | ④ もうすぐパパママ準備金 |
| ⑤ ぎふっこカード・ぎふっこカードプラス | ⑥ 子育て応援タクシー費用助成事業 |
| ⑦ 母子手帳アプリ『ばら菜び』 by母子モ | |

2

赤ちゃんが生まれたら

P. 5～9

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① はいはいベビー券 | ② 子育てリフレッシュクーポン |
| ③ 第二子以降出産祝金 | ④ 出生届 |
| ⑤ 福祉医療費受給者証の手続き | ⑥ 低出生体重児の届出 |
| ⑦ 任意予防接種費用の一部助成 | ⑧ こんにちは赤ちゃん事業(訪問事業) |
| ⑨ 健康診査 | ⑩ 相談事業 |
| ⑪ 教室 | ⑫ 幼稚園の子育て支援事業:かんがる一広場 |
| ⑬ 産後ケア事業 | ⑭ 予防接種 |

3

各種手当・助成

P. 10～16

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ① 医療費の助成 | ② 未熟児養育医療 |
| ③ 出産育児一時金直接支払制度 | ④ 出産育児一時金の申請 |
| ⑤ 新生児聴覚検査助成金 | ⑥ 産婦健康診査助成金 |
| ⑦ 1か月児健康診査助成金 | ⑧ 国民健康保険税(産前産後期間)の減額 |
| ⑨ 国民年金保険料(産前産後期間)の免除 | ⑩ 就学援助制度 |
| ⑪ 英語検定料補助事業 | ⑫ 高等学校就学準備等支援金 |
| ⑬ 児童手当 | |

▶ひとり親家庭の方に

- | | |
|----------|---------------------|
| ① 児童扶養手当 | ② 医療費の助成(母子家庭・父子家庭) |
|----------|---------------------|

▶障がいのある子どもさんのために

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ① 手帳の交付 | ② 医療費の助成(障がいの程度が重度の方) |
| ③ 特別児童扶養手当の支給 | ④ 福祉サービス(自立支援給付)の利用 |
| ⑤ 地域生活支援事業の利用 | ⑥ 障害者福祉給付金 |
| ⑦ 障害児福祉手当 | |

4

お子さんの発達が気になるときは

P. 17

- | |
|----------|
| ① たんぽぽ学園 |
|----------|

5

子育て支援センター『おひさま』へ行こう!!

P. 18～19

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ★ 子育て支援センターとは | |
| ① 『一時預かり保育室』を開設しています | ② ごうどファミリー・サポート・センター |

6

子どもを預けたい

P. 20～25

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| ① 幼稚園に入園したい | ② 里帰り出産などで保育園を利用したい |
| ★ 保育園部とは【幼稚園 保育園部】 | ★ 幼稚園部とは【幼稚園 幼稚園部】 |
| ③ 幼児教育・保育の無償化事業 | ④ 幼稚園給食費補助事業 |
| ⑤ 認定こども園・幼稚園等3歳以上児給食費助成事業 | ⑦ 病児・病後児保育事業 |
| ⑥ 一時保育 | ⑧ 放課後児童クラブ(学童保育) |
| ⑧ 子育て短期支援事業 | |

7 子育て相談・就学相談 P.26

▶ お子さんの教育や子育てに悩んだとき

- | | |
|--------------|-----------|
| ① こども家庭センター | ② 子育て相談窓口 |
| ③ スクールカウンセラー | ④ 就学相談 |
| ⑤ 子ども相談ダイヤル | |

8 小学校・中学校 P.27

- | | |
|----------------|-----------------|
| ① 就学時健康診断 | ② 入学手続き |
| ③ 指定学校変更・区域外就学 | ④ 小・中学校特別支援学級 |
| ⑤ 転校手続き | ⑥ 小・中学生給食費無償化事業 |

9 家庭教育学級 P.28

- ① 活動内容

10 放課後子ども教室事業 P.28

- ① 活動内容

11 スポーツ関連 P.29

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① ごうどスポーツクラブ(スポーツ教室) | ② スポーツ少年団 |
|----------------------|-----------|

12 公園で遊ぼう!! P.30

- ① 町内の公園

13 公民館事業 P.31

- | | |
|-------------------|-----------|
| ① 中央公民館で行う子ども向け講座 | ② 地区公民館事業 |
|-------------------|-----------|

14 図書館へ行こう!! P.32～33

★ 図書館案内

- | | |
|---------------------|--------------|
| ① ブックスタート | ② どんな本を読もうかな |
| ③ 季節ごとにイベントを開催 | ④ 鉄道模型展示室 |
| ⑤ バリアフリー図書・障がい者サービス | |

15 「すぐメールごうど」の配信サービス P.34～35

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 「すぐメールごうど」とは | ② 配信内容 |
| ③ 登録方法(LINE配信) | ④ 登録方法(メール配信) |

16 医療機関のご案内 P.36～37

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ① 町内の医療機関のご案内 | ② 町内の歯科医院のご案内 |
| ③ 総合病院 | ④ 近隣の医療機関(神戸町外)のご案内 |
| ⑤ 休日・夜間に病気になったら | |

17 各種相談窓口 P.38～39

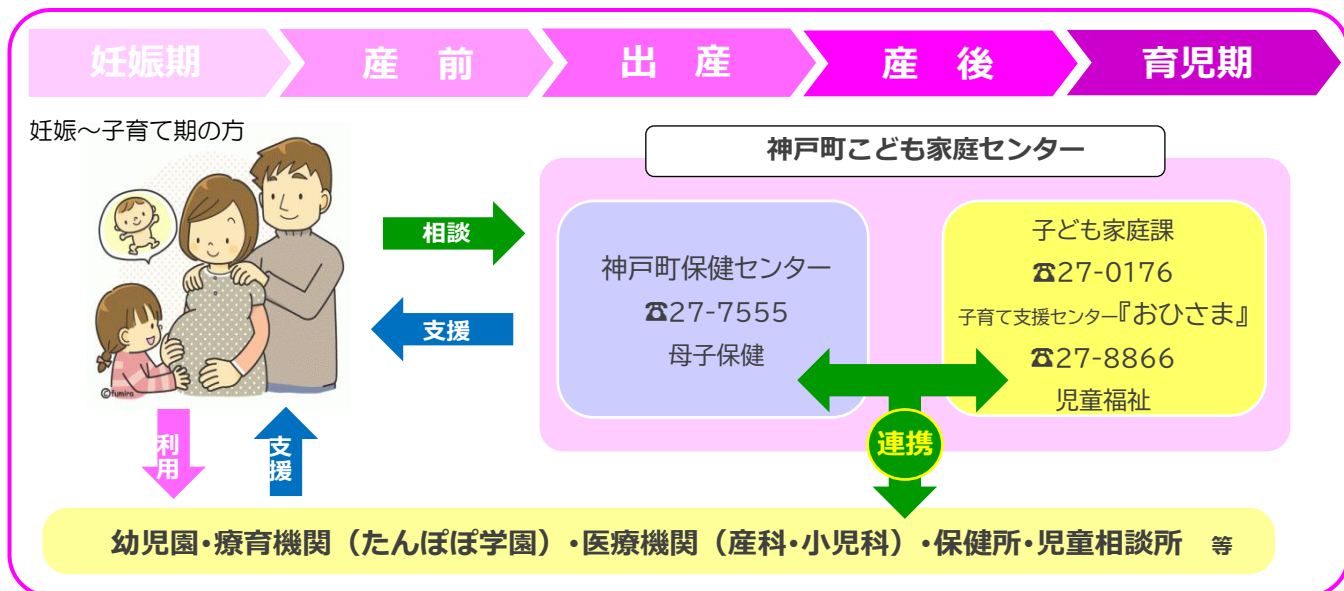
- | | |
|-------------|----------------|
| ① 子どもに関する相談 | ② 精神保健福祉に関する相談 |
| ③ 女性に関する相談 | |

18 公共施設等案内(地図) P.39～40



安心して子育てできる町『神戸町』 子育てを妊娠期から応援します!!

神戸町では、妊娠期から子育て期まで子育てをするお母さんお父さんたちを支える取り組みを行うため、保健センター・子ども家庭課・子育て支援センターに『こども家庭センター』を設置しています。関係機関との連携のもと、これまでの子育て支援体制を充実させていきます。（令和7年4月現在）



妊娠期～産前・出産	産後	育児期
◆ママ応援プラン作成 母子健康手帳交付時にママ応援プランを作成し、神戸町のサポートや事業を時期ごとに紹介。 ◆妊婦支援給付金(1回目) 妊娠届出書を提出し、保健師等との面談が済んだ妊婦さんに、5万円を給付。 ◆妊婦健康診査 妊婦健康診査14回分の受診券を発行。 ◆妊婦歯科検診 妊娠中に1回分の歯科健診受診券を発行。 ◆もうすぐパパママ教室（両親学級） 沐浴体験や妊婦体験、出産に向けて、パパとママへのアドバイス、出産後の手続きの説明等を行っています。 ◆妊婦支援給付金（2回目） 胎児おひとりにつき5万円を給付。 ◆もうすぐパパママ準備金 出産準備金として妊婦さんに5万円を給付。 ◆タクシー費用助成事業 妊産婦健診や乳幼児健診、予防接種等で通院する際のタクシー料金の一部を助成。 ◆産前産後サポート事業 希望された方に対し、助産師による訪問支援を行っています。	◆はいはいベビー券 おむつ関連用品や町指定ごみ袋等を購入できる助成券5万円分を交付。 ◆子育てリフレッシュクーポン 一時預かり保育室を3時間無料で利用できるクーポン券を交付。 ◆産婦健康診査 （産後2週間・産後1か月） 産婦健診費用を助成。 ◆新生児聴覚検査 新生児聴覚検査費用を助成。 ◆1か月児健康診査 1か月児健診費を助成。 ◆産後ケア事業（1歳まで） 育児不安がある方やご家族の支援が受けられない方に、宿泊型、通所型、訪問型サービスを実施。 ◆こんにちは赤ちゃん訪問 生後2か月頃に保健師がすべてのご家庭を訪問しています。 ◆産後ママゆったり教室 「産後ヨガ」と「ベビーマッサージ」を行っています。	◆乳児健診 ◆離乳食教室 ◆よちよち10か月児相談 ◆1歳6か月児健診 ◆手づくりおやつ教室 ◆ぶちっこ2歳児相談 ◆3歳児健診 ◆すこやかキッズ教室 ◆のびのび5歳児相談 ◆乳幼児健康相談 ◆子育て巡回相談 毎月第1金曜日、保健師が子育て支援センターで相談会を開いています。

1 妊娠がわかったら

1 母子健康手帳の申請

保健センター ☎27-7555

妊娠がわかったときには、母子健康手帳の申請を行ってください。

【対象者】 妊婦

【内 容】 母子健康手帳と妊婦健康診査受診票（補助券）の交付、母子保健事業の紹介などを保健師が行います。また、すべての妊婦を対象に面談を行い、妊娠・出産・育児に関する疑問や質問相談に応じます。その際、一人ひとりの状況に応じた「神戸町ママ応援プラン（妊産婦支援計画書）」を作成し、妊娠期から育児期までのサポートをします。

【持ち物】 ・妊娠届出書（医療機関で発行）
・マイナンバーのわかるもの及び運転免許証等本人確認ができるもの。

※交付面談（30分程度）がありますので、**来庁前にご予約**ください。

2 赤ちゃん和妈妈の健康のために

保健センター ☎27-7555

① 妊婦健康診査 母子健康手帳交付時に受診票（補助券）をお渡しします。（※1）

【対象者】 妊婦

【内 容】 妊娠中は定期健診に対して、一定回数分の補助を行います。
（受診票に記載のない検査は**自己負担**になります。）

【備 考】 **県内の指定医療機関**で使用できます。医療機関の窓口に、母子健康手帳と受診票をご提出ください。
その他の施設（助産所もしくは県外医療機関）で受診される場合は、事前に保健センターへご連絡ください。

（※1）転入された方は、母子健康手帳と転入前の市町村で交付された残りの妊婦健康診査受診票をお持ちのうえ、保健センターへお越しください。該当する受診票と交換します。

② 妊婦歯科検診 母子健康手帳交付時に受診票をお渡しします。

【対象者】 妊婦

【内 容】 妊娠中に**1回、無料**で歯科検診を受けることができます。

【備 考】 **町内の指定歯科医院**で使用できます。医療機関の窓口に、母子健康手帳と受診票をご提出ください。

3 妊婦支援給付金（1回目・2回目）（国の給付金事業）

保健センター ☎27-7555

妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として、妊婦支援給付金を支給します。

【対象者】 令和7年4月以降に妊娠届出をされた妊婦

【手続き】 （1回目）母子健康手帳交付時の面談を実施した際に、1回目の申請を受付けます。
（2回目）出産予定日の8週間前の日以降に、2回目の申請を受付けます。

【給付額】 （1回目）妊婦1人につき 50,000円
（2回目）胎児1人につき 50,000円

【持ち物】 運転免許証等本人確認ができるもの。

※母子健康手帳交付時にアンケートと認定申請書の記入をお願いします。

4 もうすぐパパママ準備金



保健センター ☎27-7555

妊娠期から切れ目のない子育て支援を行うため、妊娠後期を迎えた家庭の経済的負担軽減を図るため、出産準備金を支給します。

【対象者】 妊娠後期を迎えた妊婦

【手続き】 妊娠7～8か月頃に妊婦支援給付金（2回目）の申請と同時に受付けます。

【給付額】 50,000円

5 ゐふっこカード・ぎふっこカードプラス

子ども家庭課 ☎27-0176
家庭支援係（窓口 ⑦）

～岐阜県子育て家庭応援キャンペーン～

この事業にご協力いただいている企業・店舗等で「ぎふっこカード」「ぎふっこカードプラス」を提示すると、買い物の割引やポイント加算などの特典や、ミルク用のお湯の提供、ベビーカーの無料貸し出しなどのサービスが受けられます。



【配布対象】
県内在住で18歳未満の子どもが
1人以上いる世帯



【配布対象】
県内在住で18歳未満の子どもが
3人以上いる世帯
※申請が必要です。

<http://www3.pref.gifu.lg.jp/kosodateoen/>

こちらの
QRコードから
アクセスできます。



6 子育て応援タクシー費用助成事業

保健センター ☎27-7555

運転免許がない、車がない、近くに頼る人がいない、障がい・疾患等や緊急時の出産により自分で車に乗れない妊産婦さんや乳幼児の保護者さんを対象に、健康診査や予防接種等で医療機関に通院する際の自宅からのタクシー料金の一部を助成します。

対象者	・神戸町に住所を有する妊産婦 ・神戸町に住所を有し、3歳児健康診査が終了するまでの乳幼児の保護者 上記の方で、運転免許がない、車を所有していない、身近に協力者がいない者又は障がい等で車の運転ができない方 (事前に申請が必要です。ただし、出産時はこの限りではありません。)
内 容	妊 産 婦 妊婦健診（神戸町で発行した妊婦健康診査受診票14回分を使用した健診）、緊急時の出産、産後2週間及び1か月の産婦健康診査 ※1回の妊娠から出産まで最大20回 ※1回の乗車につき、1,500円を上限 出産後6か月以内に、まとめて申請してください。 乳幼児の保護者 保健センターで各種健康診査や相談、町内医療機関での定期予防接種のための通院 ※対象となる健診等のうち3年間で最大48回 ※1回の乗車につき400円を超えた金額（1,500円を上限） 年度内に1年分（前年度3月から当該年度2月分）をまとめて申請してください。
持ち物	・母子健康手帳 ・利用したタクシーの領収書（写し可） ・振込口座の通帳



7 母子手帳アプリ『ばら菜ビ』 by 母子モ

保健センター ☎27-7555

『ばら菜ビ』は、お子様の成長の記録を家族と共有することや、予防接種の管理が手軽にでき、地域の育児情報も簡単に確認することができる電子母子手帳サービスです。無料で利用できますので、ぜひご活用ください。

検索から

QRから

＼母子モで検索！／

母子モ

検索

or



2 赤ちゃんが生まれたら

ご出産
おめでとうございます

1 はいはいベビー券



神戸市役所からのお祝いです

子ども家庭課 ☎27-0176
家庭支援係 (窓口 ⑦)

神戸市に住所を有し、満1歳未満の乳児（助成対象乳児）を養育している保護者に対して、おむつ関連用品や授乳関連用品、乳児用衛生用品、乳児用飲食物、町指定ごみ袋等を購入できる助成券をお渡しします。



【手続き】 出生届、転入届（満1歳まで）提出時に申請を受付けます。

【助成額】 助成対象乳児一人につき 50,000円分（1,000円券×50枚つづり）

【利用店】 クスリのアオキ、ゲンキー、ドラッグユタカ、Vドラッグ
※町内の店舗のみ利用可能

（令和7年4月現在）

注意!! はいはいベビー券には有効期限があります。
交付の日から満1歳の誕生日の属する月の末日までにご利用ください。

2 子育てリフレッシュクーポン



神戸市役所からのお祝いです

子ども家庭課 ☎27-0176
家庭支援係 (窓口 ⑦)

家庭で保育を行う親さんにリフレッシュしていただけるよう、神戸市で出生届をされた方に、子育て支援センター『おひさま』の一時預かり保育を3時間無料で利用できるクーポン券をお渡しします。



※クーポン券は「こんにちは赤ちゃん訪問」時にお渡しします。
※一時預かり保育室については18ページをご覧ください。

3 第二子以降出産祝金

子ども家庭課 ☎27-0176
家庭支援係 (窓口 ⑦)

第二子以降の子をご出産された方に県から祝金を支給します。

【対象者】 第二子以降の子を出産した母又はその配偶者で神戸市内に子の出生日に同一の住所を有する方。
第二子以降の子の出生日に、その子以外の児童（18歳に到達してから最初の3月31日までの者）を養育している方。

【手続き】 出生届と同時に申請を受付けます。

【支給額】 生まれた子1人につき 100,000円



4 出生届

住民保険課 ☎27-0174
住民係 (窓口 ①)

赤ちゃんが生まれたら、出生届を出しましょう。

【手続き】 生まれた日から14日以内に、出生証明書、印鑑（任意）、母子健康手帳をお持ちになり、届出をしてください。

※「7 児童手当」(P13) の手続きに必要なものもご持参ください。

※出生届と同時にマイナンバーカードの申請をすることができる特急発行制度（最短1週間で発行可能・新生児来庁不要）がありますので、ご希望の方は申請してください。

5 福祉医療費受給者証の手続き

住民保険課 ☎27-0174
保険年金係 (窓口 ②)

高校生世代までの医療費が無料になります。

【対象者】 0歳～18歳に達する日以降最初の3月31日までの間のお子さん

【手続き】 出生の日から30日以内に、お子さんの資格確認書または資格情報のお知らせ、お子さんと保護者のマイナンバーの分かるものをお持ちになり、申請してください。

6 低出生体重児の届出

保健センター ☎27-7555

出生体重が2,500g未満の赤ちゃんが生まれたら、低出生体重児の届出をしましょう。

7 任意予防接種費用の一部助成

保健センター ☎27-7555

予防接種の種類	助成回数	助成対象年齢	助成金額（上限）
おたふくかぜ	2回	1歳～7歳未満	1回 3,000円
小児インフルエンザ	1回（年度毎）	生後6か月～高校3年生相当	2,000円

●医療機関の指定はありません。

●接種後、予防接種済証等をご持参のうえ、保健センターで申請手続きを行ってください。

8 こんにちは赤ちゃん事業（訪問事業）

保健センター ☎27-7555

【対象者】 概ね生後2か月～乳児健康診査前の児

【内 容】 保健師等がご家庭を訪問し、身体計測・予防接種のご案内をいたします。また、育児相談等にも応じます。

9 健康診査

保健センター ☎27-7555

事業名	対象者	備 考
乳児健康診査	生後3か月児～ 5か月児	バスタオルが必要
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児～1歳8か月児	フツ化物塗布あり
3歳児健康診査	3歳0か月児～3歳2か月児	尿検査、目の屈折検査あり

●身体計測・医師の診察等を行います。

10 相談事業

保健センター ☎27-7555

事業名	対象者	備 考
乳幼児健康相談	就学前の児	毎月1回開催
よちよち10か月児相談	生後9か月～11か月児	1～2か月に1回開催
ぷちっこ2歳児相談	2歳児	2歳を迎えてから実施
のびのび5歳児相談	5歳児	5歳になる年度内に実施

11 教室

保健センター ☎27-7555

予防接種の種類	助成回数	負担金	備 考
もうすぐパパママ教室 (両親学級)	妊娠中期～後期 妊娠6か月～9か月の妊婦	無料	年4回開催
産後ママゆったり教室 (ヨガ・ベビーマッサージ)	生後1か月児～3か月児とその保護者	無料	年6回開催
離乳食教室	生後4か月児～6か月児とその保護者	無料	年6回開催
手づくりおやつ教室	おおむね1歳児～未就学児の保護者	1家族200円	年2回開催 託児あり

●保健センターへ予約が必要です。

※各健診・相談・教室等の開催日時については、広報ごうど「保健センターだより」または「くらしのカレンダー（保健事業欄）」をご覧ください。

12 幼稚園の子育て支援事業：かんがる一広場

子ども家庭課 ☎27-0176
幼稚園係 (窓口 ⑥)

未就学児の遊び場の提供、保護者間の仲間づくりや情報交換、保育士等による育児相談などを行っています。各幼稚園で5月～2月の間に開催しています。

【対象者】 幼稚園に入る前のお子さんと家族の方

【時 間】 午前9時30分～午前11時

【参加費】 無料

●詳しい内容については、各幼稚園へお尋ねください。
お問い合わせ先は【幼稚園一覧】(P22)をご覧ください。



13 産後ケア事業

保健センター ☎27-7555

出産後の育児や体の回復に心配のあるお母さんと赤ちゃんが、医療機関で育児相談が受けられる事業です。

【対 象】

神戸町に住所を有する産後1年未満の産婦で、次の項目に当てはまる方

- ・体調不良や育児不安などがある方
- ・ご家族などから育児の協力を得ることが困難な方

※医療行為が必要な方は利用できません。

※産後ケア事業利用中に体調不良となった場合は、医療機関への受診をすすめるとともに医療保険での対応となります。

【内 容】

産後ケア事業内容	主なケア内容	自己負担額
宿泊型	1日3食（初日は昼食・夕食） 母体ケア・育児相談など	1泊2日：4,000円 その後1日ごとに2,000円追加
通所型 日中のおおむね8時間程度	1日1食（昼食） 母体ケア・育児相談など	1日：1,000円
訪問型 日中のおおむね2～3時間	母体ケア・育児相談など	1日：900円

○対象者は、利用施設と協議のうえ決定します。

○宿泊サービスの利用日数は、最長7日間です。

通所サービス・訪問サービスは出産後4か月までのお母さんとそのお子さんであれば制限はありません。

○託児を目的とした事業ではありません。対象となるお子さんの兄弟へのサービスは含まれません。

○準備していただく日用品については施設にご確認ください。その他、自己負担が生じることがあります。

○利用施設内での飲酒・喫煙は禁止です。

○インフルエンザなどの感染症にかかっている場合は利用できません。

○生活保護世帯の方は、無料になります。ただし、被保護者証明書が必要です。

【申し込み方法】

神戸町保健センターにご相談ください。

面接・サービス提供機関との調整の上での利用となりますので、お早めにご相談ください。

※ただし、希望施設の都合により利用できない場合があります。

14 予防接種

保健センター ☎27-7555

【実施場所】 町内医療機関または岐阜県内の広域化予防接種協力医療機関

【接種時の持ち物】 予診票・母子健康手帳・保険証（資格確認書）・マイナンバーカード

○予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。

○転入等で予診票をお持ちでない方は、母子健康手帳をお持ちの上、保健センターへお越しください。

種 類	回数等	対象者	
ロタウイルス	2～3回 (種類によって回数が異なる)	1 回目は生後6 週0 日後より開始。1 回目は生後1 4 週6 日までに行うことが推奨されています。 (標準的な接種開始は生後2 か月)	
小児用肺炎球菌	4 回 (接種開始月齢によって回数が異なる)	生後2 か月～5 歳未満 (標準的な接種開始は、生後2 か月～7 か月未満。7 か月以上に接種開始すると、その月齢によって接種回数が異なる。)	
B 型肝炎	3 回	1 歳未満 (標準的な接種期間は、生後2 か月～9 か月未満)	
5 種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ ヒブ	1 期初回 3 回 (2 0 日以上の間隔をおいて接種)	生後2 か月～7 歳6 か月未満 (標準的な接種期間は、生後2 か月～1 2 か月未満)	
	1 期追加 1 回 (1 期初回3 回目終了後、6 月以上の間隔をおいて接種)	1 期初回3 回目終了後、1 年以上あけた方で7 歳6 か月未満の方	
結核 (B C G)	1 回接種	1 歳未満 (標準的な接種期間は、生後5 か月～8 か月未満)	
麻しん 風しん (MR)	1 期 1 回	1 歳～2 歳未満	
	2 期 1 回	小学校就学前の1 年間に相当する方 (年長児)	
水痘	2 回 (6 か月の間隔をおいて接種)	1 歳～3 歳未満	
日本脳炎	1 期初回 2 回 (標準的には6 日～2 8 日までの間隔をおいて接種)	3 歳～7 歳6 か月未満 (標準的には3 歳～4 歳未満)	平成1 6 年4 月2 日～平成1 9 年4 月1 日までの間に生まれた方については、2 0 歳未満の方で、4 回の接種が終わっていない方が接種対象となります。
	1 期追加 1 回 (1 期初回2 回目終了後、標準的には概ね1 年以上あけて、接種)	1 期初回2 回目終了後、積極的には概ね1 年を経過した方で、7 歳6 か月未満の方	
	2 期 1 回	9 歳～1 3 歳未満	
2 種混合 (D T) ジフテリア 破傷風	2 期 1 回	小学6 年生に相当する方 (1 1 歳～1 3 歳未満)	
ヒトパピローマウイルス感染症	3 回	小学6 年生～高校1 年生に相当する女子 (標準的な接種期間は、中学1 年生相当)	

●法律等の改正により、内容が変更になる場合があります。

3 各種手当・助成

1 医療費の助成

住民保険課 ☎27-0174
保険年金係 (窓口 ②)

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、高校生世代までのお子さんの医療費を助成しています。

県内の医療機関 (岐阜県内)	福祉医療費受給者証を提示いただくことで、窓口負担額が「無料」になります。
県外の医療機関 (岐阜県外)	福祉医療費受給者証は利用できません。医療費を一旦医療機関にお支払いいただき、後日、住民保険課保険年金係で申請を行うことで、窓口負担分の返金を受けることができます。 資格確認書または資格情報のお知らせ、福祉医療費受給者証、領収証、振込先が確認できるものをお持ちください。

※保険適用外の診療や、入院時の食事療養費標準負担額は助成の対象外です。

2 未熟児養育医療

健康福祉課 ☎27-0175
福祉係 (窓口 ③)

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする方に対し、その治療に必要な医療費を公費で一部負担する制度です。

3 出産育児一時金直接支払制度

住民保険課 ☎27-0174
保険年金係 (窓口 ②)

医療機関が本人に代わって、出産育児一時金等の支給申請及び受取りを行う制度です。
医療機関、勤務先または加入保険者にご相談ください。
○産科医療補償制度の掛け金12,000円分を合わせて**50万円が上限**です。

4 出産育児一時金の申請

住民保険課 ☎27-0174
保険年金係 (窓口 ②)

出産育児一時金直接支払制度を活用されなかった方、活用されて給付額の上限以下の費用だった方は、加入保険者へ申請してください。

【手 続 き】 国民健康保険に加入されている方は、資格確認書または資格情報のお知らせ、預金通帳および出産費用の領収書等（直接支払制度の活用の有無が記載されているもの）を持って手続きしてください。

5 新生児聴覚検査助成金

保健センター ☎27-7555

【対 象 者】 神戸町内に住所を有する保護者が出産した子で、医療機関において自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）を実施された子

【助成金額】 上限 3,000円

【助成方法】 ①受診券（緑色）を医療機関に提出（申請不要）
②受診券が使用できない医療機関は下記の持ち物を持参し、申請が必要

【持 ち 物】 ・聴覚検査補助券（検査結果が記載してあるもの）
・聴覚検査にかかる領収書
・母子健康手帳
・振込口座の通帳

※新生児聴覚検査補助券が使用できる県内の医療機関では、窓口で助成額を差し引いてもらえますので、申請は不要です。

6 産婦健康診査助成金

保健センター ☎27-7555

【対象者】 産婦健康診査受診日に神戸町に住所を有する産婦

【助成金額】 産後2週間及び1か月時の産婦健康診査に要した費用のうち、
1回につき上限 5,000円

【助成方法】 ①受診券（黄色）を医療機関に提出（申請不要）
②受診券が使用できない医療機関は下記の持ち物を持参し、申請が必要

【持ち物】 ・産婦健康診査受診券（医師の健診結果が記載してあるもの）
・産婦健康診査にかかる領収書
・母子健康手帳
・振込口座の通帳

※産婦健康診査受診券が使用できる県内の医療機関では、窓口で助成額を差し引かれていますので申請は不要です。

7 1か月児健康診査助成金

保健センター ☎27-7555

【対象者】 1か月児健康診査受診日に神戸町に住所を有する児

【助成金額】 1か月児健康診査に要した費用のうち、上限6,000円

【助成方法】 ①受診券（水色）を医療機関に提出（申請不要）
②受診券が使用できない医療機関は下記の持ち物を持参し、申請が必要

【持ち物】 ・1か月児健康診査受診券（医師の健診結果が記載してあるもの）
・1か月児健康検査にかかる領収書
・母子健康手帳
・振込口座の通帳

※1か月児健康診査受診券が使用できる県内の医療機関では、窓口で助成額が差し引かれていますので、申請は不要です。

8 国民健康保険税（産前産後期間）の減額

住民保険課 ☎27-0174
保険年金係 （窓口 ②）

出産する予定または出産した方の国民健康保険税が4か月間減額されます。手続きは出産予定日の6か月前からできます。（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日の3か月前から6か月間減額）

【手続き】 出産予定日または出産日を確認できる書類（母子手帳等）、マイナンバーのわかるもの（世帯主及び出産する方）を持って手続きしてください。
※多胎妊娠の方は多胎を確認できる書類も必要です。

9 国民年金保険料（産前産後期間）の免除

住民保険課 ☎27-0174
保険年金係 （窓口 ②）

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

10 就学援助制度

教育委員会教育課 ☎27-0181
学校教育係 （南庁舎窓口 ②）

要保護・準要保護

お子さんが小中学校に通学する上で経済的な理由によりお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費などを援助する就学援助制度を設けています。

○母子家庭などで生活保護に準じる程度 of 家庭

○保護者の収入が不安定で生活保護に準じる程度 of 家庭

育英資金制度

町内に在住する方（6か月以上在住）で、学業成績が優秀でありながら、経済的理由により高等学校もしくは高等専門学校、大学（短期大学を含む。）、大学院または専修学校での修学が困難と認められる方に対して、無利息でお貸しする奨学金制度を設けています。

対象者	奨学金の貸付額（月額）	奨学金助成金（月額）
高校・専修学校（高等課程）	8,000円	2,000円
大学・大学院・専修学校（専門課程）	16,000円	4,000円

※育英資金の申請は毎年4月です。

必要書類（推薦書・健康診断書等）をお渡ししますので、期限内に提出してください。

11 英語検定料補助事業

教育委員会教育課 ☎27-0181
学校教育係 （南庁舎窓口 ②）

次世代を担うグローバル人材の育成に向けて、児童生徒の英語力および学習意欲向上を図ることを目的に、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（英検）を受験する児童生徒の保護者に対し、英語検定料の補助を実施します。

- 【対象者】 ①町内の小中学校に在学する児童生徒の保護者
②町内に住所を有し、かつ町外の小中学校に在籍している児童生徒の保護者

【補助金額】 上限 3,000円

- 【注意事項】 ○補助金の申請は、原則児童生徒1人につき各年度1回ですが、1回目の申請後、当年度内に上位級を受験する場合は、もう一度申請することができます。
○申請は当年度内に受験したものに限り、年度をさかのぼっての申請はできません。

12 高等学校就学準備等支援金

子ども家庭課 ☎27-0176
家庭支援係 （窓口 ⑦）

お子さまの中学校卒業後に必要となる進学や就職等の準備費用に対する経済的負担を図るため、岐阜県から支援金を支給します。

【対象者】 中学校3年生の児童を監護し生計を同じくする保護者

【支援金額】 対象児童1人につき 30,000円

13 児童手当

子ども家庭課 ☎27-0176
家庭支援係 (窓口 ⑦)

支給対象	高校生年代までの児童を養育している方（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）												
支 給 額	<table><tr><td>3歳未満</td><td>第1子・第2子</td><td>15,000円（月額）</td></tr><tr><td></td><td>第3子以降</td><td>30,000円（月額）</td></tr><tr><td>3歳以上～18歳まで</td><td>第1子・第2子</td><td>10,000円（月額）</td></tr><tr><td></td><td>第3子以降</td><td>30,000円（月額）</td></tr></table> ※ 金額は一人当たりの月額です。 ※ 第1子、第2子の3歳未満の子の手当月額は、3歳になった翌月分から改定されます。 ※ 「第3子以降」とは、大学生年代（22歳に達する日以後最初の3月31日まで）以下の子のうち、年齢が上の子から数えて3人目以降の子のことをいいます。	3歳未満	第1子・第2子	15,000円（月額）		第3子以降	30,000円（月額）	3歳以上～18歳まで	第1子・第2子	10,000円（月額）		第3子以降	30,000円（月額）
3歳未満	第1子・第2子	15,000円（月額）											
	第3子以降	30,000円（月額）											
3歳以上～18歳まで	第1子・第2子	10,000円（月額）											
	第3子以降	30,000円（月額）											
支給時期	年6回 偶数月に支給されます。 （2月、4月、6月、8月、10月、12月にそれぞれの前月分までが支給されます。）												
手 続 き	出生（転入）日の翌日から15日以内に「認定請求書等」の提出が必要です。 ※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。 【手続きに必要なもの】 ・請求者の本人確認書類（運転免許証等） ・請求者名義の振込先金融機関口座がわかるもの（通帳、キャッシュカード当等） ・請求者および請求者の配偶者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード） ※その他、必要に応じて提出する書類があります。 （養育している子どもと別居している場合など）												
現 況 届	児童の養育状況が変わっておらず、町から現況届の提出の案内があった方以外は、現況届は原則提出不要です。												



▶ひとり親家庭の方に

1 児童扶養手当

子ども家庭課 ☎27-0176
家庭支援係 (窓口 ⑦)

児童扶養手当制度とは、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしない子どもが養育される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を目的として支給される手当です。

支給対象	日本国内に住所があって、次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者）を監護している父、母、または父母に代わって児童を養育している人が児童扶養手当を受けることができます。 【支給要件】 ・父母が婚姻を解消した児童 ・父または母が死亡または生死不明である児童 ・父または母が重度の障がいにある児童 ・母が婚姻しないで生まれた児童 など
支給額	扶養児童が1人の場合 月額 46,690円 (一部支給の場合：月額46,680円～11,010円までの10円きざみの額) 2人目からは1人につき 月額 11,030円加算 (一部支給の場合：月額11,020円～5,520円までの10円きざみの額) ※認定者や同居者の所得により手当額の全部または一部が支給停止（減額）される場合があります。
支給時期	年6回 奇数月に支給されます。 (原則1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。)
手続き	認定請求書およびその他の添付書類の提出が必要です。 ※請求者の状況により添付書類が異なります。
現況届	毎年8月1日における状況を記載し、手当を引き続き受ける要件（所得や子どもの監護）を満たしているかどうかを確認するものです。 ※この届けの提出がないと、11月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※その他必要に応じて提出書類があります。
※手当額は、令和7年4月からの手当額として国から示されたものです。

2 医療費の助成（母子家庭・父子家庭）

住民保険課 ☎27-0174
保険年金係 (窓口 ②)

18歳に達する年度末（3月31日）までの児童を扶養しているひとり親家庭、または同様の状態にある家庭の養育者と児童の医療費を助成します。（所得制限および例外があります。）

※保険適用外の診療や、入院時の食事療養費標準負担額は助成の対象外です。

▶障がいのあるお子さんのために

1 手帳の交付

健康福祉課 ☎27-0175
福祉係 (窓口 ③)

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の発行

障がいのある方がいろいろな支援を受けやすくするために必要な手帳です。実際の福祉サービスの中には手帳を持っていることを条件としているものもあり、サービスの対象者である証明書の役割も持っています。障がいの程度により区分があります。

身体障害者手帳

【内 容】 身体に障がいのある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳です。

【対 象 者】 障がいの種類は、視覚障害、聴覚または平行機能障害、音声・言語またはそしゃく障害、肢体不自由、内部障害で、程度は1級から6級まであります。

【必要書類】 指定医師による診断書、顔写真（縦4cm×横3cm）、個人番号の確認ができるもの

療 育 手 帳

【内 容】 知的障がいのある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳です。

【対 象 者】 障がい程度の総合判定により、程度はA1、A2、B1、B2まであります。

【必要書類】 顔写真（縦4cm×横3cm）、身体障害者手帳（所持している方）、個人番号の確認ができるもの

精神障害者保健福祉手帳

【内 容】 精神に障がいのある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳です。
（初診日より6か月以上）
手帳の有効期限は2年間です。2年ごとに障がい状況を確認し、更新します。

【必要書類】 医師による診断書、顔写真（縦4cm×横3cm）、個人番号の確認ができるもの

2 医療費の助成（障がいの程度が重度の方）

住民保険課 ☎27-0174
保険年金係 (窓口 ②)

身体障害者手帳（1級～3級）・療育手帳（A1～B1）・精神障害者保健福祉手帳（1級～2級）をお持ちの方の医療費を助成します。（所得制限があります。）

※保険適用外の診療や、入院時の食事療養費標準負担額は助成の対象外です。

3 特別児童扶養手当の支給

健康福祉課 福祉係 ☎27-0175
(窓口 ③)

心身に障がいのあるお子さん（20歳未満）を持つ父母等に支給されます。（所得制限等の支給制限があります。）

【手 当 額】 対象児1人につき 1級 55,350円（月額）
2級 36,860円（月額）

【支給時期】 年3回（毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月分までが支給されます。）

【手 続 き】 認定請求書および診断書、その他添付書類の提出が必要です。
※対象児の状況等により添付書類が異なります。

【所得状況届】 毎年8月に、その年の8月から翌年7月までの手当の支給要否を判定するために行います。
※この届の提出がないと、8月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※手当額は、令和6年4月からの手当額として国から示されたものです。

4 福祉サービス（自立支援給付）の利用

健康福祉課 福祉係 ☎27-0175
(窓口 ③)

心身に障がいを持つ児童（18歳未満）が福祉サービスを利用する場合に給付します。障がいの種別にかかわらず利用できます。原則として1割負担ですが、所得に応じて負担上限があります。

居宅介護、行動援護、児童発達支援等があります。

5 地域生活支援事業の利用

健康福祉課 福祉係 ☎27-0175
(窓口 ③)

心身に障がいを持つ児童が、能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活ができるよう支援を行うものです。移動支援、日中一時支援等があります。

6 障害者福祉給付金

健康福祉課 福祉係 ☎27-0175
(窓口 ③)

心身に障がいを持つ児童に給付金を支給することで、障がい者の福祉の増進を図ることを目的としています。

【対象者】 身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A1～B1、精神障害者保健福祉手帳1級～3級を所持している方

【支給額】 月額 2,000円または1,000円

7 障害児福祉手当

健康福祉課 福祉係 ☎27-0175
(窓口 ③)

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。（所得制限等の支給制限があります。）

【支給額】 月額 15,690円

※手当額は、令和6年4月からの手当額として国から示されたものです。

4 お子さんの発達が気になるときは

1 たんぽぽ学園

たんぽぽ学園 ☎27-4128

① 神戸町子ども発達支援センター たんぽぽ学園

ことばや社会性、運動など心身の発達が気になるお子さんに対し、発達やニーズに応じた支援を行う児童福祉法に基づいた療育機関です。保護者の子育てへの不安や悩みが軽減されるように支援します。お気軽にご相談ください。

【対象児】 神戸町に住所を有する満1歳から就学前までの幼児

【開園日】 月曜日から金曜日（土・日・祝日、年末年始は休み）

【利用時間】 9:00～12:00 個別指導または小集団指導
13:30～16:30 個別指導または小集団指導

【利用定員】 20人（1日当たり）

② 神戸町子ども相談支援センター 相談室たんぽぽ

たんぽぽ学園等のサービスの利用にあたって、「障がい児支援利用計画」を作成します。また、利用状況の検証（モニタリング）や、サービス事業者との連絡調整を行います。

【対象者】 神戸町に住所を有する支援を必要とする就学前の障がい児およびそのご家族の方

【相談時間】 9:00～16:30（土・日・祝日、年末年始は休み）

※相談を希望される方は、事前に電話予約してください。

お子さんの教育や子育てに悩んだときの
相談窓口もあります。
「子育て相談・就学相談」（P.26）
をご覧ください。



5 子育て支援センター『おひさま』へ行こう!!

★子育て支援センターとは

子育て支援センターは、就学前の親子、妊婦さんが気軽に利用でき、親子で遊びながら子育ての情報交換をしたり、様々な体験をしたりして、子育ての楽しさを共感できる施設です。

場 所	神戸町ふれあいセンター2階（神戸町大字八条262）
電話番号	0584-27-8866
開館時間	9:00～16:30
休 館 日	毎週 月曜日・日曜日、祝日（祝日が月曜日にあたる場合は、その翌日） 年末年始（12月29日～1月3日）
対 象 者	0歳～就学前までの児童とその保護者
利 用 料	無料
主な遊具等	【室内】ままごと、すべり台、アスレチック遊具、ブロック、絵本 など 【屋外】すべり台、砂場 など

★子育て支援センターではこんなことをしています。

- 子育てに関する相談に応じます。
- 子育てに関する様々な情報を提供します。
- 親子の交流の場と遊び場の提供および親子の仲間づくりのお手伝いをします。
- 保健師による子育て巡回相談を実施します。（第1金曜日 10:00～11:00）
- 1歳のお誕生会や、子育て支援ボランティア団体等によるイベントを開催します。



こちらのQRコードから
子育て支援センターの
HPにアクセスできます。



1 『一時預かり保育室』を開設しています

子育て支援センター ☎27-8866

家庭保育中の親さんのリフレッシュや負担軽減を目的に、お子さんの一時預かりを行っています。お気軽にご利用ください。

【対 象 者】 神戸町在住で、保育所または幼稚園等に入園していない生後2か月から小学校就学前のお子さん

【利用日時】 火曜日から金曜日の下記のいずれかの時間帯の間で、3時間以内（1時間単位）
①9:00～12:00 ②13:00～16:00
※支援センターの休館日はお預かりできません。

【利用定員】 各時間帯1人（きょうだいのみ2人同時に預けることができます。）

【利用料金】 1時間 300円（1人）

※2週間前から予約可能です。当日でも空きがあれば利用可能です。



こちらのQRコードから
HPにアクセスできます。

2 ごうどファミリー・サポート・センター

子育て支援センター ☎27-8866

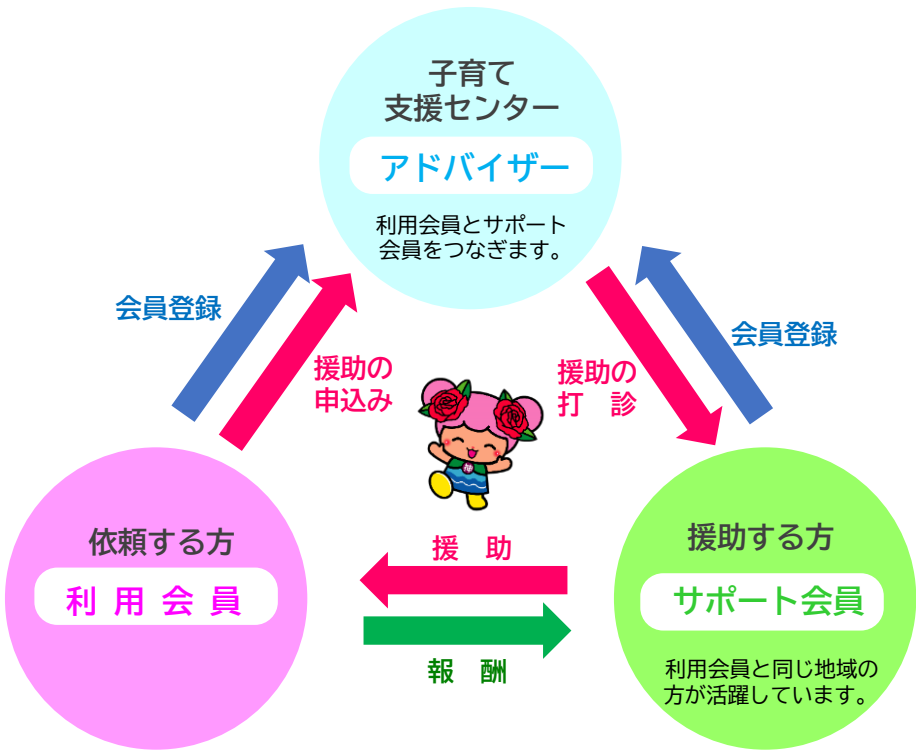
子育て中の家庭の「困った」を、サポート会員が援助する有償の相互援助活動を行う会員組織です。登録は無料ですので、利用会員・サポート会員ともに、多くのみなさんの登録をお待ちしています。

登録・利用に関しての質問は、気軽にお問い合わせください。

【受付時間】 開館日 9：00～16：00

利用会員 (依頼する方)	町内在住・在勤の方で、育児の援助を受けたい方 ※生後2か月～12歳の子どものいる方 ○保育施設や学校の終了後、子どもを一人にたくない ○仕事の都合で保育施設等への送迎ができない ○子どもの学校行事、病院等へ行く間に面倒をみてほしい など
サポート会員 (援助する方)	町内または近隣市町に居住している方、および神戸町子育て支援団体に属している方で、20歳以上の方 ※資格、経験は問いません。（子育て支援センターの講習を受講していただきます。） ○子育ても終わり、時間に余裕がある ○何かボランティアがしたい ○保育士やホームヘルパー等の資格や子育ての経験を活かして地域の子育ての支援がしたい など
利用料金	【平日（月～金）】基本時間（午前7時～午後7時）600円（子どもひとり当たり／1時間） 基本時間外 700円（子どもひとり当たり／1時間） 【土・日・祝日】基本時間（終日） 700円（子どもひとり当たり／1時間）

ファミサポ（ファミリー・サポート・センター）の仕組み



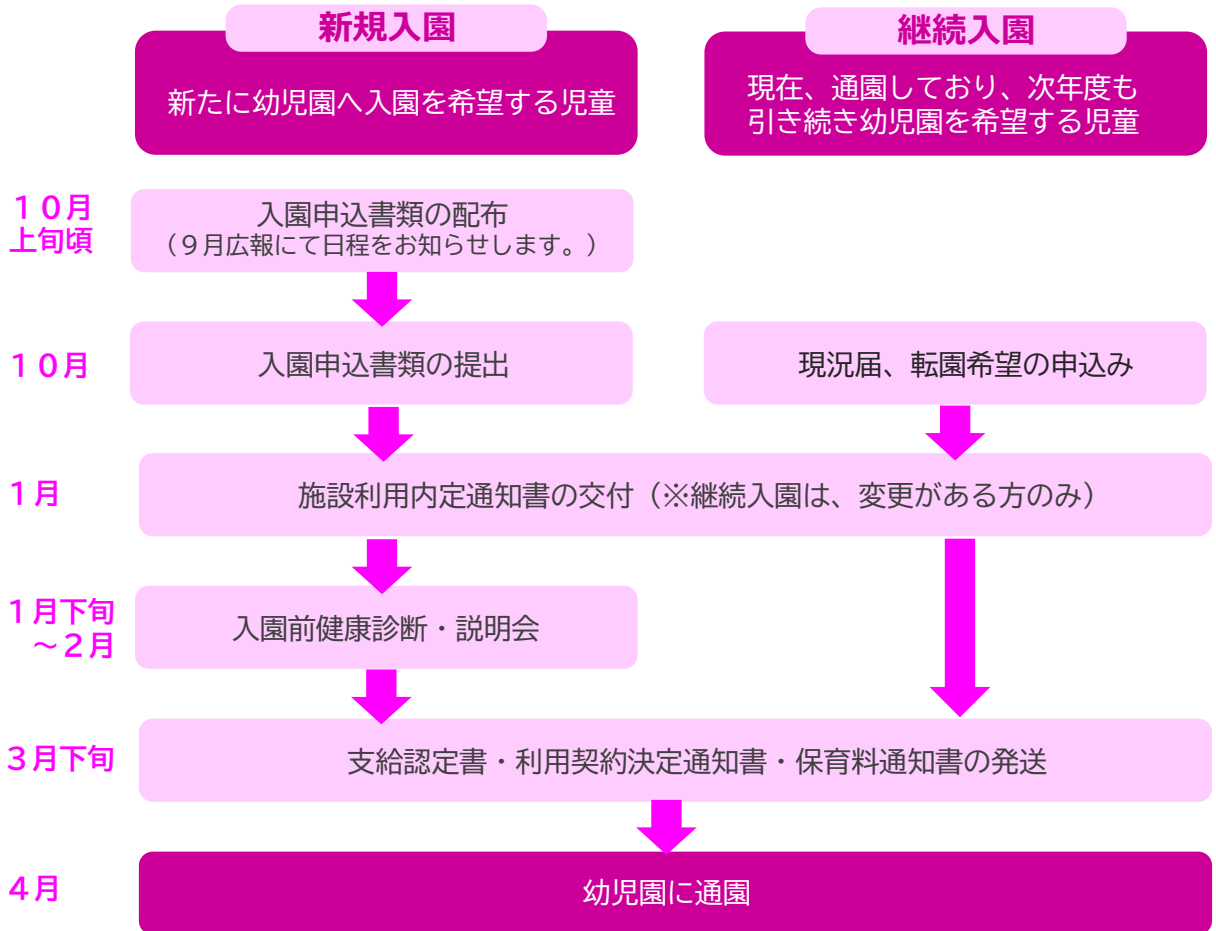
6 子どもを預けたい

1 幼稚園に入園したい

子ども家庭課 ☎27-0176
幼稚園係 (窓口 ⑥)

幼稚園は、保育園と幼稚園という既存の枠組みを超え、施設の共有化を図り、5歳児までの異年齢児を一体的に保育・教育を実施することにより、子どもたちの活動内容をより豊かにし、それぞれの子どもの個性を生かしながら、就学前にふさわしい社会性、創造性を育むことを目的としています。神戸町の幼稚園は、幼保一体化施設として、保育園部と幼稚園部があります。幼稚園を利用するためには、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。具体的な手続きとしては、入園手続きの際に支給認定申請書を提出し、状況に応じた支給認定を受けることになります。

入園の手続き



【途中入園を希望する場合】

- ・年度途中に入園を希望される場合も、10月中（受付期間中）に申し込みをお願いします。
- ・年度途中の入園申し込みは、子ども家庭課にて随時受け付けていますが、空き状況によって受け入れできない幼稚園もありますので、ご了承ください。

【退園をする場合】

退園予定の1か月前までに、退園届を通園している幼稚園にご提出ください。

2 里帰り出産などで保育園を利用したい

子ども家庭課 ☎27-0176
幼稚園係 (窓口 ⑥)

里帰り出産などで神戸町外の保育園等を利用したい方は、子ども家庭課の窓口にご相談ください。
※保育園の入園理由に適合するかどうかを審査し、神戸町と受託市町村が入所に関する協議を行います。

★保育園部とは

幼稚園（保育園部）は、保護者の就労等の理由により、家庭で保育ができない児童を、家庭の保護者に代わって保育するところです。ただし、3歳児～5歳児は幼稚園教育に準じます。



幼稚園（保育園部）に入園できる基準

神戸町の住民で、児童の保護者が下記のいずれかに該当するため、保育が必要な場合です。

- ①就労等 児童の保護者が家庭の内外で日常的に仕事をしているため
- ②妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため
- ③疾病・障がい 児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるため
- ④介護等 家庭内に長期にわたる病人や心身に障がいがある人があり、その看病や介護をしているため
- ⑤災害復旧 火災や風水害、地震などで家を失ったり、破損したため
- ⑥求職活動 児童の保護者が求職活動（起業準備も含む。）を行っているため
- ⑦就学 児童の保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）のため
- ⑧虐待やDV 虐待やDVの恐れがあるため

【概要】

対象年齢	生後6か月から就学前 ※生後6か月の入園は神戸幼稚園のみで、そのほかの園は1歳以上から入園可能
保育時間	保育標準時間認定 ⇒ 利用可能時間は最大11時間 保育短時間認定 ⇒ 利用可能時間は最大 8時間
休 園 日	日曜日、祝日、年末年始
延長保育	保育標準時間認定 ⇒ 7：00～8：00 保育短時間認定 ⇒ 7：00～8：00 および 16：00～19：00 ※申し込み手続きが必要です。また保育料が別途必要です。
土曜日保育	就労等を理由に保育を希望される方は、神戸幼稚園で集合保育をします。 ※申し込み手続きが必要です。
通 園	保護者の送迎が必要です。通園区域の指定はありません。

- ※ 保育料は、児童と世帯・生計を同じくしている父母およびそれ以外の扶養義務者（家計の主催者である場合に限る。）の所得に応じて、4月～8月分までの保育料は前年度の町民税額に応じて算定し、9月～3月分までの保育料は当該年度の町民税額に応じて算定します。
- ※ 同一世帯で2人以上同時に入園している場合（幼稚園部等含む。）は、年齢の高い順に、1人目の児童は全額、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料です。

多子（第3子以降）世帯への保育料が無料になります。

高校生世代までの子どもが3人以上いる世帯に対して、3人目以降の保育料が無料になります。



★幼稚園部とは

小学校入学前の幼児（対象：3歳から5歳児）に、さまざまな生活の中での適切な指導により、家庭生活では得がたい体験を通じて、心身ともに健康で明るく精一杯活動できる子を育てます。神戸町では、保育園部・幼稚園部を設定し、3歳児から幼稚園部を選択することができます。

保育時間	9：00～14：00
休 園 日	土曜日、日曜日、祝日 夏休み、冬休み、春休み（小・中学校に同じ）
幼稚園保育料	幼児教育・保育無償化のため無料です。
通 園	保護者の送迎が必要です。小学校の通学区域に準じます。
夏季一時保育	7月21日から8月28日までの期間で、保育日数は1か月に10日以内です。 ※申し込み手続き、利用料（1,000円／回）が別途必要です。 ※利用時にはお弁当をご持参ください。 ※お盆の期間は除きます。

【幼稚園一覧】

幼稚園名	所 在 地	電話番号
神 戸 幼 児 園	神戸町大字神戸1397	27-4545
下 宮 幼 児 園	神戸町大字瀬古1520	27-3307
南 平 野 幼 児 園	神戸町大字和泉46-1	27-3477
北 幼 児 園	神戸町大字安次279	27-3464



3 幼児教育・保育の無償化事業

子ども家庭課 ☎27-0176
幼稚園係 （窓口 ⑥）

令和元年10月1日に幼児教育・保育の無償化が施行され、3歳児から5歳児までの子ども、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもで、保育の必要がある子どもについて、施設利用料が免除されます。なお、それ以外の子どもについては従前のおり保育料が必要になります。町外幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用される方で、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。無償化にかかる申請については、各利用施設が窓口になります。

（無償化で補助される給付費には上限があります。）

※詳しい内容については、子ども家庭課へお尋ねください。

4 幼児園給食費補助事業

子ども家庭課 ☎27-0176
幼児園係 (窓口 ⑥)

神戸町立の幼児園を利用している3歳児～5歳児の子どもの給食費を無料にすることにより、ご家庭の経済的負担を軽減し、子どもたちが健やかに成長するよう支援を行っています。

5 認定こども園・幼稚園等3歳以上児給食費助成事業

子ども家庭課 ☎27-0176
幼児園係 (窓口 ⑥)

子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、認定こども園・幼稚園などに通園する3歳以上児の給食費を助成します。

【対象者】 認定こども園・幼稚園・認可外保育所などに通う3歳以上児の保護者

【助成金額】 月額上限 3,000円

- 【注意事項】
- ・支払った給食費と3,000円を比較し、どちらか低い金額を助成します。
 - ・認定こども園・幼稚園は、原則、施設を通じて助成します。
 - ・認可外保育所などは、原則、保護者からの申請に基づき助成します。
 - ・助成金額の交付申請書等は、子ども家庭課窓口または町のHPから入手できます。

6 一時保育

子ども家庭課 ☎27-0176
幼児園係 (窓口 ⑥)

保護者の就労、疾病、入院、看護、出産、介護、冠婚葬祭等により、緊急またはその他一時的に保育が必要となる児童を対象に、町内の幼児園で一時保育を実施しています。

対 象	町内に住所を有する生後10か月以上の保育の実施の対象とならない就学前の児童
利用時間	8：00～16：00（土曜日、日曜日、祝日は除く。） ※利用児童の保護者の状況に応じ、特に必要と認められた場合は、18：00まで延長することができます。
利用日数	1か月につき14日以内
利用定員	5人（1日あたり）
申 込 先	利用日の前日までに、利用を希望する幼児園へ電話にてお申込みください。
そ の 他	○給食、おやつはありませんので、必要な方はお弁当、お茶、おやつをご持参ください。 ○送迎は、保護者が責任をもって行ってください。 ○行事等により、利用できない場合や、利用に制限がある場合があります。

【利用料金】

区 分	3歳未満児	3歳以上児
4時間未満の利用	1,200円	1,000円
4時間以上8時間未満の利用	2,400円	2,000円
延長利用（1時間あたり）	300円	250円



7 病児・病後児保育事業

子ども家庭課 ☎27-0176
家庭支援係 (窓口 ⑦)

病児・病後児保育事業とは

お子さんが病気または病気のピークを過ぎても自宅療養が必要になったとき、親さんがお仕事などで家庭で面倒をみるできないことがあります。そんな時、病院・医院に併設した専用の保育室で一時的にお預かりする事業です。



こちらのQRコードから
HPにアクセスできます。

【神戸町病児保育事業委託施設】

保育室の場所	高田医院内 2階「オーロラ」 所在地：神戸町大字神戸468番地 ☎080-8086-8836
利用できる日時	月・火・水・金曜日 8:00～18:00
休 室 日	木・土・日曜日、祝日、年末年始 高田医院の休診日（高田医院HPを参照）
定 員	1日3名 ※感染防止のため、利用者の状況によっては受け入れをお断りする場合があります。
利用料金	児童1名あたり 1日 2,000円 ※神戸町在住の多子世帯（児童3人以上養育）・生活保護世帯・町民税非課税世帯は利用料金を全額補助します。
お預かりできる お子さん	1歳～小学校3年生までの神戸町および広域利用協定を結んだ市町在住のお子さん ※広域利用協定市町＝池田町・大野町・揖斐川町・北方町・岐阜市・関ヶ原町・垂井町

神戸町在住の方は、広域利用協定を締結した池田町・大野町・北方町・岐阜市の病児・病後児保育施設も利用できます。利用を希望される場合は、直接下記の施設で登録、申込みを行ってください。

【町外利用可能施設一覧】

施 設 名	所 在 地	電話番号
福富医院 病児保育園「すずらん」	岐阜市安食1丁目87番地1	058-238-8555
河村病院 病児保育園「クララ」	岐阜市芥見大般若1丁目84番地	058-241-3311
小牧内科クリニック 病児保育園「ピノキオ」	岐阜市昭和町2丁目11番地	058-215-0101
山田病院 病児・病後児保育園「ミッキー」	岐阜市寺田7丁目98番地1	058-255-1221
矢嶋小児科分院 病児病後児施設「うりぼう」	岐阜市日野南7丁目10番7号	058-214-7077
世界ちゃんとモゲル丸先生の元気なクリニック 「セカモゲ」	岐阜市六条南2丁目8番地20号	058-216-3745
操健康クリニック「パンダのしっぽ」	岐阜市藪田南1丁目4-20 (西館6階)	070-1683-3003
鹿野クリニック 病児保育所「アリエル」	本巣郡北方町高屋白木2-77	058-201-7222
池田ふれあいサポートセンター 病児・病後児保育室 「ひまわり」	揖斐郡池田町本郷1628番地の2	0585-45-3916
特別養護老人ホームまほろば 病児・病後児保育 「アンジュ」	揖斐郡大野町南方356番地1	090-1418-1796
博愛会病院 病（後）児保育所「つくし」	不破郡垂井町2210-42	0584-23-1251

8 子育て短期支援事業

子ども家庭課 ☎27-0176
家庭支援係 (窓口 ⑦)

保護者の疾病や仕事、さまざまな家庭の事情により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設、母子生活支援施設等でお預かりする事業です。
子ども家庭課へお申込みください。

種 類	事業区分	保護者負担金（1人1日）
短期入所生活援助事業	2歳未満児	5,350円
	2歳以上児	2,750円
	緊急一時保護の母	600円
夜間養護等事業	夜間養護事業	750円
	休日預かり事業	1,350円
施設等への送迎		1,860円

9 放課後児童クラブ（学童保育）

教育委員会教育課 ☎27-0181
教育総務係 (南庁舎窓口 ①)

小学校1年生～6年生（5、6年生は長期休暇利用のみ）の児童で、保護者の就労などにより放課後帰宅しても保護者が留守にしている児童をお預かりしています。



【対 象】 町内在住の小学校1年生から6年生まで

【日 時】 月曜日から金曜日（下校時～18:00）
夏休み等の学校休業日、学校行事に伴う振替休日（8:00～18:00）
※延長保育を申請した方は7:00～8:00、18:00～19:00の利用ができます。
（保育料が別途必要です。）
※土曜日、日曜日、祝日、年末年始、お盆、秋休みはお休みです。

【場 所】 （連 絡 先）	ひまわり児童クラブ	神戸小学校敷地内	☎080-5463-5904
	つくしんぼ児童クラブ	北小学校体育館内	☎080-5463-6175
	なのはな児童クラブ	南平野小学校体育館内	☎080-5463-6170
	いびき児童クラブ	下宮地区公民館内	☎080-5463-5910

【手 続 き】 入室の申請は、申請書に勤務状況証明など必要書類を添えて申請してください。
年度途中の申請：利用希望月の前月20日まで
夏休みの申請：5月20日まで

【料 金】 保育料（年間利用）月額 6,000円（※長期休暇は別料金）
（長期休暇のみ利用）夏休み 7月 4,000円 8月 8,000円
冬休み 2,000円
春休み 3,000円
延長保育料 月額 1,000円
（※長期休暇に7:00～8:00・18:00～19:00の
両方を利用する場合は、2,000円）
※夏休みの学校給食センター稼働日のみ、希望者に有料で昼食を提供します。

【そ の 他】 令和6年度から各クラブの運営を民間事業者に委託しています。

7 子育て相談・就学相談



▶ お子さんの教育や子育てに悩んだとき

1 子ども家庭センター

保健センター ☎27-7555
子育て支援センター ☎27-8866

産前・産後の悩みや、育児のこと、どんな悩みも相談できます。
地域の専門機関と情報を共有し連携しながら、一人ひとりに合った情報・サービスなどを提案・提供します。（※詳しくは1ページをご覧ください）

保健センター (平日 8:30~17:15) ☎27-7555
子育て支援センターおひさま (開館日 9:00~16:30) ☎27-8866

2 子育て相談窓口

子ども家庭課 ☎27-0176
家庭支援係 (窓口 ⑦)

子育ての悩み、子どもの性格や発達について気になること、お父さん・お母さん自身の悩みなどを専門の子育てアドバイザー（臨床心理士）による相談を行っています。

※相談希望の方は、お電話で事前に予約してください。

【電話予約】 平日 9:00~16:00（祝日は除く。）
【電話番号】 ☎27-0176



3 スクールカウンセラー

教育委員会教育課 ☎27-0181
学校教育係 (南庁舎窓口 ②)

スクールカウンセラー、スクール相談員は、小学校・中学校に決められた日時に勤務しています。
いじめ・不登校などの悩みごとを相談されたい方は、お子さんの在籍校にお問い合わせください。

4 就学相談

教育委員会教育課 ☎27-0181
学校教育係 (南庁舎窓口 ②)

小・中学校の就学にあたって、心身に障がいがあると思われるお子さん、気になる様子や行動が見られるなど心配のあるお子さんについて就学相談を実施しています。

障がいのあるお子さんがその可能性を十分に発揮し、生き生きとした楽しい学校生活を送るためにはどのような教育環境が望ましいのか、一人一人の発達状況に合わせた適切な教育環境や就学の支援について、年2回の「定期就学相談」と、常時専門の相談員が行う「かがやき相談室」を通じて、保護者の方々に必要な情報を随時提供し、丁寧な相談を行っています。

5 子ども相談ダイヤル

教育委員会教育課 ☎27-0181
学校教育係 (南庁舎窓口 ②)

いじめや友人、学校に関する相談を受ける子ども相談ダイヤルを開設しています。

【受付時間】 平日 8:30~17:15（祝日は除く。）
【電話番号】 ☎27-0012



8

小学校・中学校

1 就学時健康診断

教育委員会教育課 ☎27-0181
学校教育係 (南庁舎窓口 ②)

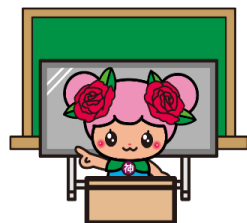
小学校へ入学予定のお子さんを対象に、9月から10月に就学予定小学校において健康診断を行います。9月上旬に、それぞれのご家庭へ案内をお送りします。

2 入学手続き

教育委員会教育課 ☎27-0181
学校教育係 (南庁舎窓口 ②)

入学する年の1月下旬頃、入学予定のお子さんの入学通知書をお送りします。

学校名	所在地	電話番号
神戸小学校	神戸町大字神戸775	27-2017
下宮小学校	神戸町大字瀬古2110	27-2206
南平野小学校	神戸町大字和泉1066-1	27-3120
北小学校	神戸町大字安次300	27-5431
神戸中学校	神戸町大字末守311	27-2045



3 指定学校変更・区域外就学

教育委員会教育課 ☎27-0181
学校教育係 (南庁舎窓口 ②)

お子さんの住所により通学する町立小・中学校を指定しています。お子さんは、指定された学校に通学することが原則ですが、「引っ越しをしたが、もうすぐ卒業なので今通っている学校で卒業したい。」など教育上の配慮が必要な場合は、保護者の申し立てにより、指定学校変更または区域外就学が認められる場合があります。

【指定学校変更】 町内に住民登録がある児童に対して、定められた通学区域（学区）以外の町立小学校への通学を認める制度です。

【区域外就学】 町外の市町村に住民登録がある児童・生徒に対して、小・中学校への通学を認める制度です。
※区域外就学については、住所地の教育委員会と当町の教育委員会との事前協議が必要となります。

4 小・中学校特別支援学級

教育委員会教育課 ☎27-0181
学校教育係 (南庁舎窓口 ②)

一人一人のお子さんの特性に合わせ、個別または小集団で指導します。各小・中学校に設置されていますので、詳しくは教育課または在籍校にお問い合わせください。

5 転校手続き

教育委員会教育課 ☎27-0181
学校教育係 (南庁舎窓口 ②)

住所変更に伴い、学校を転校する場合は、教育委員会より在籍校宛てに通知文書を発行します。役場住民保険課にて住所変更の手続きをされた後、教育委員会教育課までお越しください。

6 小・中学生給食費無償化事業

学校給食センター ☎27-1237

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、町独自の助成事業として、小・中学生給食費（小学校：年額55,000円 中学校：年額66,000円）の無償化を行っています。

【対象】 町内に住所を有し、町内の小中学校へ通学する児童・生徒の保護者

9

家庭教育学級

1 活動内容

教育委員会生涯学習課 ☎27-0182
社会教育係 (南庁舎窓口 ③)

乳幼児から小中学生を持つ保護者を対象とし、健やかで心豊かな子どもに育てるために、子育ての不安を解消する方法や親のあり方など、家庭教育をテーマに講演や体験活動などさまざまな研修活動を行っています。

- セミナーの開催（乳幼児から中学生の保護者対象）
- 各小・中学校で行われる家庭教育学級への経費の補助

10

放課後子ども教室事業

1 活動内容

教育委員会生涯学習課 ☎27-0182
社会教育係 (南庁舎窓口 ③)

白鳩教室

【目的】 下宮小学校に通学する低学年（1年生～3年生）の児童を対象に、高学年の下校までの時間を地域の方々が活動推進員や活動サポーターとなり、軽スポーツや室内遊びをして過ごしています。また、活動後に低学年の児童が高学年の児童と集団下校することにより、子どもたちの安全確保を図るものです。

【活動日時】 原則として毎週火曜日に低学年の授業終了時から高学年の下校時まで実施（春休み、夏休み、冬休みを除く。）

【参加対象】 下宮小学校の1年生から3年生までの希望する児童

【費用】 無料（ただし、活動期間中の傷害保険料として800円が必要。）

【活動場所】 下宮地区公民館

【活動内容】 工作、軽スポーツ、読み聞かせ ほか



下宮ばら教室

【目的】 神戸小学校に通学する1年生～6年生を対象に、放課後、地域の方々が活動推進員や活動サポーターとなって、軽スポーツや遊び、体験活動を通して、地域の方や異学年の児童とのふれあいの場を提供することにより、子どもたちの安心・安全な居場所をつくり、地域ぐるみで子どもたちを心豊かで健やかに育む環境を作ります。

【活動日時】 月曜日の午後3時から1時間程度実施（年20回程度）
※季節や活動内容により、終了時間が異なる場合があります。
（春休み、夏休み、冬休みを除く。）

【参加対象】 神戸小学校の1年生から6年生までの希望する児童

【費用】 無料（ただし、活動期間中の傷害保険料として800円が必要。）

【活動場所】 下宮区公民館、町民体育館 ほか

【活動内容】 体験学習、軽スポーツ、工作 ほか



※この教室は、勉強を教える教室ではありません。子どもたちを見守るための教室です。

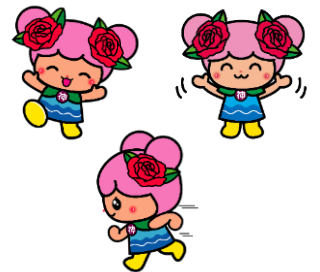
11 スポーツ関連

神戸町では、ごうどスポーツクラブ（平成15年設立）やスポーツ少年団（昭和39年発足）、各種目団体で構成しているスポーツ協会が中心となり、住民の誰もがいつでも気軽にスポーツを楽しむことができるスポーツ活動の充実を図っています。また、将来を担う子どもたちがスポーツを通じて健やかに成長するよう支援しています。

1 ごうどスポーツクラブ（スポーツ教室）

ごうどスポーツクラブ ☎27-1171

	【教 室】 親子うんどう	(1歳児 ～未就園児)
	キッズストリートダンス	(年中 ～小学2年生)
	ジュニアストリートダンス	(小学2年生～小学6年生)
	ストリートダンス	(小学4年生～中学3年生)
	チアユース	(5歳児 ～中学3年生)
	ちびっこサッカー	(年長 ～小学1年生)
	キッズサッカー	(小学1年生～小学3年生)
	ジュニアサッカー	(小学3年生～小学6年生)
	カワイ体育チャレンジ教室	(年中 ～小学6年生)



【問合せ先】 ごうどスポーツクラブ事務局（町民体育館1階） ☎27-1171

2 スポーツ少年団

教育委員会生涯学習課 ☎27-0182
スポーツ振興係（南庁舎窓口 ④）

	【種 目】 野球
	サッカー
	バレーボール
	剣道
	バドミントン
	卓球
	空手
	バスケットボール
	プレスボクラブ（複合）
	ジュニアリーダー（中学生）



【入 団】 小学1年生から入団できます。

【そ の 他】 運動会、宿泊研修など少年団本部事業があります。

【問合せ先】 スポーツ少年団事務局（生涯学習課内） ☎27-0182

■スポーツ少年団、スポーツ教室等への参加には、ごうどスポーツクラブへの加入が必要となります。詳細は下記までお問い合わせください。

○ごうどスポーツクラブ事務局 ☎27-1171
（町民体育館1階）

○スポーツ少年団事務局 ☎27-0182

12 公園で遊ぼう!!

1 町内の公園

建設課 27-0177
都市計画係 (窓口 ⑩)

ばら公園 いこいの広場



【所在地】 神戸町大字前田449-1 ほか

【概要】 約9,000㎡の敷地に、300種、3,300株の鮮やかなバラが、テーマを持つ花壇ごとに、それぞれの特徴を持たせて植栽されています。また、地域団体や企業を対象としたオーナー花壇もあります。

【遊具等】 ローラー滑り台：1、複合遊具：1、健康遊具：2
トイレ：1か所（多目的トイレあり）

ふれ愛公園



【所在地】 神戸町大字田28-2 ほか

【概要】 ふれ愛公園は、町立北小学校から北東200mに位置し、乳幼児から高齢者にいたるすべての世代が家族連れで楽しめる公園として、遊具、芝生広場、樹木帯等を設置しています。また、公園中央には、児童の自由な活動と遊びを想像できる大型複合遊具を設置しています。

【遊具等】 大型複合遊具：1、滑り台：1、ブランコ：1、砂場：2、ハウス型遊具：1、スライド遊具：3、あずまや：2、ベンチ：13、健康遊具：2、トイレ：1か所

ごうど・ローズパーク



【所在地】 神戸町大字神戸29-3 ほか

【概要】 ごうど・ローズパークは、養老鉄道「広神戸駅」北に位置し、線路に沿って約250mの散策路や広場を設置しました。散策路沿いの花壇には、町の花「バラ」が約1,400株植栽してあります。住民が気軽に立ち寄れ、憩いの場となる緑あふれる公園です。

日吉公園



【所在地】 神戸町大字神戸7-1 ほか

【概要】 平安時代に創建された日吉神社の境内地の一部を利用した自然を生かした公園です。また平成22年に遊具を新設し、幼児から高齢者まで幅広く利用されています。

【遊具等】 複合遊具：1、ブランコ：1、鉄棒：1、池・噴水：1、トイレ：1か所

13 公民館事業

1 中央公民館で行う子ども向け講座

中央公民館 ☎27-7321

【対象】 町内外の幼児から中学生

【講座・教室】 年間講座（5月～翌年2月）等、さまざまな講座を開催しています。
町内外から集まったメンバーと一緒に過ごすことで、幅広く友だちづくりができます。
詳細は中央公民館までお問い合わせください。

中央公民館では、家族・親子のふれあいを大切にしています。
講座では、受講生以外の小さい兄弟姉妹と一緒に連れてきても一緒に見学などができます。また、家族みなさんの参加も大歓迎です。一緒に学ぶ・作る・おしゃべりする楽しい機会です。



親子deシフォンケーキ作り

2 地区公民館事業

中央公民館 ☎27-7321

町内を小学校区に分け、神戸・下宮・南平野・北地区公民館として区長・民生児童委員・教員・老人クラブなど地域の活動にかかわるみなさんで運営しています。
公民館事業として、あいさつ運動や美化活動、三世代交流活動として、校区一斉ラジオ体操を実施しています。



校区一斉ラジオ体操（神小校区）



親子木工教室（北小校区）

14

図書館へ行こう!!

★図書館案内

町立図書館は、本や雑誌、絵本や読み物、紙芝居などの資料があり、ゆっくり本を選んで、借りることができます。絵本のよみきかせができる「おはなしのへや」もあります。敷地内にはベンチのある芝生広場や鉄道模型展示室など、親子でふれあって遊べる場所があります。

【所在地】 神戸町大字北一色821-1
(養老鉄道北神戸駅のすぐ北)

【連絡先】 ☎ 0584-27-9866
Fax 0584-27-9875
e-mail tosy@town.godo.lg.jp



【開館時間】 9:00~17:00
※多目的ホール、会議室は21:00まで利用できます。(事前申込みが必要)

【休館日】 毎週月曜日(祝日を除く)、祝日の翌平日、毎月最終金曜日、年末年始、特別整理期間
※くらしのカレンダー、HPを参照

【対象者】 神戸町在住・在勤の方、近隣市町にお住まいの方
※カウンターで申請して「貸出カード」の発行を受けてください。
※0歳から貸出カードを作ることができます。(身分証明書が必要です。)

【利用料】 無料(ただし会議室は、使用料が必要となります。)

【設備】 おむつ替えシート:1台(バリアフリートイレ内)、授乳室(ベビーベッドあり)、
ベビーカー:2台

【駐車場】 99台(障がい者用、おもいやり駐車場を含む。)

【貸出返却】 図書(紙芝居・大型絵本等を含む。)と雑誌をあわせて10点まで2週間借りることができます。
休館日および閉館後は、北側入り口の返却ポストをご利用ください。

【利用者向け公開 WEBサービス】

町ホームページから蔵書検索や予約(貸出中の本に限る。)ができます。
図書館OPACの利用照会から現在借りている本の一覧が確認でき、返却期限日前であれば、1度だけ返却期限の延長をすることができます。
※事前にパスワードの登録が必要です。

【蔵書検索予約等】 <https://www.im.licsre-saas.jp/godo/webopac/index.do>



蔵書検索予約等
こちらのQRコードから
アクセスできます。



1 ブックスタート

町立図書館 ☎27-9866

赤ちゃんにとって絵本との出会いの大切さや楽しさなどを保護者のみなさんにお伝えし、どんなふうに読んであげたらいいのかを実際に体験していただき、「ブックスタート・パック（コットンバッグ、絵本2冊など）」をお渡しします。

【対象】 神戸町保健センターで乳幼児健診を受けたお子さん

【受取期間】 生後4か月から1歳の誕生日まで

【受取場所】 神戸町保健センター



2 どんな本を読もうかな～図書館はあなたの子育てを応援します～

町立図書館 ☎27-9866

育児本などがある「子育て支援コーナー」、「赤ちゃん向けの絵本コーナー」、紙芝居や大型絵本などが置いてある「読み聞かせ本コーナー」があります。絵本の選び方や調べもののご相談もお受けします。

3 季節ごとにイベントを開催

町立図書館 ☎27-9866

おとなも子どもも楽しめるイベントを開催しています。詳しくは、広報ごうどやHPでお知らせします。

4 鉄道模型展示室

町立図書館 ☎27-9866

約790点の鉄道模型やジオラマが展示してあります。また下記のとおり展示室を開放していますので、ご自由にご覧ください。

【開室期日】 土曜日・日曜日 9:00～16:30（模型電車は走りません。）

【運転体験】 偶数月の第3土曜日 10:00～12:00（先着順、ひとり5分程度）
対象者は、幼児から小学校低学年とその保護者



5 バリアフリー図書・障がい者サービス（資料の郵送貸出）

町立図書館 ☎27-9866

「点字本」、「大活字本」、「LLブック（わかりやすい本）」、「さわる絵本」などがあります。身体障害者手帳1級・2級および療育手帳Aをお持ちの方は、資料の郵送貸出（無料）ができます。

15 「すぐメールごうど」の配信サービス

1 「すぐメールごうど」とは

まちづくり戦略課 ☎27-0172
ふるさと発信係 (窓口 ②)

「すぐメールごうど」は、防災・気象情報をはじめ、暮らしに役立つ様々な情報を町民のみなさんの携帯電話・スマートフォン・パソコンに一斉配信する情報配信サービスです。
町民のみなさんが知りたい情報をメール・神戸町LINE公式アカウントを使用して配信します。
町が発信する情報をタイムリーに受け取ることができます。
※町からの情報を受信するには、ご自身で「すぐメールごうど」に登録していただく必要があります。

2 配信内容

まちづくり戦略課 ☎27-0172
ふるさと発信係 (窓口 ②)

配信する情報は、11種類です。利用登録するときに、必要と思われる配信カテゴリを選択することができます。

※登録後にも登録情報の「編集」機能で、配信カテゴリを変更することができます。

- | | | |
|-------------|--------------|----------------|
| 【1】防災・気象情報 | 【5】乳幼児・子育て情報 | 【9】生涯学習・スポーツ情報 |
| 【2】消防情報 | 【6】ごみ・資源情報 | 【10】イベント情報 |
| 【3】防犯情報 | 【7】医療・健康づくり | 【11】その他の情報 |
| 【4】くらしの安全情報 | 【8】小・中学校情報 | |

3 登録方法（LINE配信）

まちづくり戦略課 ☎27-0172
ふるさと発信係 (窓口 ②)

LINEでの配信を希望される方はこちら

- ① LINEアプリを開いて、右のQRコードを読み取り、友だち追加します。
- ② LINEに通知が届きます。メッセージに記載された登録用URLをクリックし、登録に進みます。
- ③ 利用規約を確認します。利用規約を確認の上「同意する」ボタンをクリックします。
- ④ 配信カテゴリを選択、登録します。配信カテゴリ・登録情報を入力して、「確認画面へ」ボタンをクリックします。
- ⑤ 入力内容を確認の上「登録」ボタンをクリックします。登録完了画面が表示されたら登録完了です。



■すでに神戸町LINE公式アカウントを友だち登録されている方は

すでに神戸町LINE公式アカウントを友だち登録されている方は、次の手順で「すぐメールごうど」の登録を行ってください。

- ① LINEトーク画面において、神戸町LINE公式アカウントに対し“テスト”と入力してメッセージを送信します。
- ② 登録用URLが記載されたメッセージが届きます。登録用URLをクリックし、登録作業に進めてください。



4 登録方法（メール配信）

まちづくり戦略課 ☎27-0172
ふるさと発信係 （窓口 ②）

メール配信を希望される方はこちら



スマートフォン用
QRコード



フィーチャーフォン
（ガラケー）用
QRコード

- ① 右のQRコードを読み取り、「空メールを送信する」ボタンをクリックし、空メールを送信します。
- ② メールが届きます。メールに記載された登録用URLをクリックし、登録に進みます。
- ③ 利用規約を確認します。利用規約を確認の上「同意する」ボタンをクリックします。
- ④ 配信カテゴリを選択、登録します。配信カテゴリ・登録情報を入力して、「確認画面へ」ボタンをクリックします。
- ⑤ 入力内容を確認の上「登録」ボタンをクリックします。登録完了画面が表示されたら登録完了です。
- ⑥ 登録後、登録完了メールが届きます。

■注意事項

- ① 「すぐメールごうど」配信サービスの登録は無料ですが、通信料は受信者の負担となります。
- ② 情報は随時（不定期）配信します。
- ③ 本サービスの利用にあたり、メールアドレスなどの登録・変更・解除等は利用者が行ってください。
- ④ 登録情報は本サービスの配信を行うための目的のみに使用します。ただし、メールアドレス以外の情報を本サービス向上のための統計的な資料として利用する場合があります。
- ⑤ 登録されたメールアドレスに対しての配信が連続して未着となった場合は、予告なく配信を停止する場合があります。
- ⑥ 配信されたメールを無断転載（パスワード制含む。）およびダウンロードなどで配信することは禁止します。
- ⑦ 登録の不備等でメール配信の受信ができなかった場合、町では責任を負いかねますのでご注意ください。
- ⑧ 「どんな内容のメールを送ったのか」「何人に送信したのか」など、サービス内容にかかわる問い合わせや再送信の依頼など一切お受けできません。



16

医療機関のご案内

1 町内の医療機関のご案内

医療機関名	所在地	電話番号	休診日
大垣北クリニック	神戸町大字末守737-1	27-1050	火・木・土曜日の午後 日曜日・祝日
黒川胃腸科外科クリニック	神戸町大字北一色3-1	27-8800	木・土曜日の午後 日曜日・祝日
下野内科	神戸町大字神戸955 (栄町)	27-7777	水・土曜日の午後 日曜日・祝日
小児・アレルギークリニック in GODO	神戸町大字北一色582-2	27-5115	水・土曜日の午後 日曜日・祝日
高田医院	神戸町大字神戸468 (本町)	27-2015	木曜日の午後 日曜日・祝日
田中医院	神戸町大字神戸182 (鍛冶屋町)	27-2037	火・土曜日の午後 日曜日・祝日
ヒフカクリニックのりこ	神戸町大字八条282-2	27-1255	土曜日の午後 木曜日・日曜日・祝日
まちだ眼科	神戸町大字末守1017-1	28-0228	木・土曜日の午後 日曜日・祝日
まつなが ファミリークリニック	神戸町大字神戸1705-1 (川西)	27-5231	木・土曜日の午後 日曜日・祝日

●休診日・診療時間等に変更になる場合がありますので、受診前に医療機関へご確認ください。(50音順)

2 町内の歯科医院のご案内

医療機関名	所在地	電話番号	休診日
碧の杜歯科クリニック	神戸町大字北一色552-3	71-8145	木曜日・日曜日・祝日
飯沼歯科医院	神戸町大字神戸1226-1 (下宮)	27-7500	木曜日・日曜日・祝日
宇野歯科医院	神戸町大字神戸633-2 (井田)	27-2178	土曜日の午後 木曜日・日曜日・祝日
おかべ歯科	神戸町大字北一色912-5	27-8148	水曜日・日曜日・祝日
河合歯科医院	神戸町大字神戸159-2 (三津屋)	27-2216	木曜日・日曜日・祝日
きいとすデンタルクリニック	神戸町大字丈六道341-7	27-7710	木曜日・日曜日・祝日
はやし歯科医院	神戸町大字前田138-3	27-8889	木曜日・日曜日・祝日
ヒロ歯科クリニック	神戸町大字瀬古1093-2	27-8999	木曜日・日曜日・祝日
まちだ歯科	神戸町大字西保290-1	27-9988	水曜日・日曜日・祝日
よねだ歯科クリニック	神戸町大字神戸1129-3 (下新町)	27-0055	木曜日・日曜日・祝日

●休診日・診療時間等に変更になる場合がありますので、受診前に歯科医院へご確認ください。

(50音順)

3 総合病院

医療機関名	所在地	電話番号
大垣市民病院	大垣市南頬町4-86	0584-81-3341
西濃厚生病院	大野町下磯293番地1	0585-36-1100
大垣徳洲会病院	大垣市林町6丁目85-1	0584-77-6110
新生病院	池田町本郷1551-1	0585-45-3161

4 近隣の医療機関（神戸町外）のご案内

神戸町役場を中心に、約10km以内にあり、小児科のみを診療科目に掲げている医療機関を掲載。

	医療機関名	所在地	電話番号
大垣市	たけもとこどもクリニック	大垣市東前3-4-1	0584-74-5400
	富田こどもクリニック	大垣市林町10-71	0584-81-0558
	ひのきこどもクリニック	大垣市桜町896-1	0584-91-1551
	万石小児科	大垣市万石1-260	0584-81-2019
	水野こどもクリニック	大垣市新町2-100	0584-74-3626
岐阜市	河渡こどもクリニック	岐阜市河渡4-40	058-253-5500
瑞穂市	京極こどもクリニック	瑞穂市只越460-5	058-326-7220
	なかしまこどもクリニック	瑞穂市十九条247	058-327-3100

【参考ホームページ】
岐阜県医師会ホームページから、医療機関情報を閲覧できます。
『医療情報ネット（ナビイ）』で検索してください。

5 休日・夜間に病気になったら

内 容	電話番号	対応が可能な時間	備 考
救急安心センターぎふ （#7119）	#7119 ※IP電話・ダイヤル回線などつながらないときは、058-216-0119	365日 24時間対応	専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口
電話相談	#8000 （有料）	平日 18:00～翌日8:00 土日、祝日 8:00～翌日8:00	看護師（もしくは小児科医）による病気・応急措置についての助言
大垣市急患医療センター	0584-73-9090	日曜・祝日・年末年始・8月15日 9:00～12:00、13:00～17:00	休日（昼間）に急患が出た場合
大垣歯科医師会 休日診療所	0584-81-6540	日曜・祝日・年末年始・8月15日 9:00～12:00、13:00～17:00	休日（昼間）に急患が出た場合
小児夜間救急室 大垣市民病院 救命救急センター内	0584-81-3341	土曜日、日曜日 （祝日、年末年始、8月15日は除く） 18:00～21:00	土曜日・日曜日の夜間に急病人（小児）が出た場合 小児科（15歳以下）

●休診日・診療時間等に変更になる場合がありますので、受診前に医療機関へご確認ください。

17

各種相談窓口

ひとりで悩んで
いませんか？

1 子どもに関する相談

相談先	電話番号	受付時間	相談内容
子ども・家庭電話相談室 (中央子ども相談センター)	0120-76-1152 (↑携帯電話からは繋がりません。) 058-213-8080	月～金 8:45～21:00 土 8:45～17:00	子育て・療育上の悩みや 虐待など児童の福祉に関 する相談
児童相談所全国共通ダイヤル (児童相談所)	189	24時間 365日対応	虐待に関する通報など
教育相談ほほえみダイヤル (西濃教育事務所)	0120-745-070 (↑携帯電話からは繋がりません。)	月～金 9:30～16:15	学校教育全般に関する相 談(いじめ、不登校、学 習、進路等)
子供SOS 24 (岐阜県教育委員会)	0120-0-78310	24時間電話対応	いじめ、不登校、学習、 進路、友だち、親子関係 に関する相談
各地区少年サポートセンター (大垣警察署)	0120-783-802 0584-78-7838	24時間電話対応 【面接相談】祝日除く 月～金 8:30～17:15	非行やいじめ、犯罪被害 などに関する相談
子どもの人権110番 (法務局)	0120-007-110	月～金(祝日除く) 8:30～17:15	子どもの人権問題に関す る相談(いじめ、体罰、 児童虐待など)
西濃保健所	0584-73-1111	月～金 9:00～17:00	保健指導、不妊治療費等
岐阜県発達障害者支援センター 「のぞみ」	058-233-5106	月～金 9:00～16:00	発達で気になることであ れば

2 精神保健福祉に関する相談

相談先	電話番号	受付時間	相談内容
精神保健福祉相談 (精神保健福祉センター)	058-231-9724	月～金 9:00～17:00	心の健康と福祉に関する 相談 【来所相談の場合は要予約】

3 女性に関する相談

相談先	電話番号	受付時間	相談内容
女性相談支援センター (岐阜県)	058-213-2131	平日 9:00～18:00	女性が抱える様々な問題 や悩みについての相談
岐阜県ひとり親家庭等就業・ 自立支援センター	058-268-2569	月～土 9:00～17:00	就業相談 養育費の相談等

18 公共施設等案内



公共施設等一覧

	名 称 等	所 在 地	電話番号・連絡先
①	神戸町役場	神戸町大字神戸1111	☎ 27-3111(代表)
②	地域包括支援センター		☎ 27-1158
③	保健センター	神戸町大字神戸1018	☎ 27-7555
④	神戸幼稚園	神戸町大字神戸1397	☎ 27-4545
⑤	下宮幼稚園	神戸町大字瀬古1520	☎ 27-3307
⑥	南平野幼稚園	神戸町大字和泉46-1	☎ 27-3477
⑦	北幼稚園	神戸町大字安次279	☎ 27-3464
⑧	たんぼぼ学園	神戸町大字神戸833	☎ 27-4128
⑨	もちのき園		☎ 28-1221
⑩	ふれあいセンター	神戸町大字八条262	☎ 27-8866
⑪	子育て支援センター「おひさま」		
⑫	介護予防施設ばらの里	神戸町大字神戸1001-2	☎ 27-7774
⑬	デイサービスセンター（指定管理施設）	神戸町大字八条258-2	☎ 28-1021
⑭	神戸町社会福祉協議会（指定管理施設）		☎ 28-0223
㊦	中央公民館	神戸町大字神戸1203	☎ 27-7321
㊧	下宮地区公民館	神戸町大字瀬古1535-1	☎ 27-0182
㊨	日比野五鳳記念美術館	神戸町大字神戸1220-1	☎ 27-7320
㊩	図書館	神戸町大字北一色821-1	☎ 27-9866
㊪	町民体育館	神戸町大字神戸1202	☎ 27-0182 神戸町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興係
㊫	ごうど中央スポーツ公園	神戸町大字瀬古348-1	
㊬	下宮テニスコート	神戸町大字下宮1841-1	
㊭	河川敷バターゴルフ場	神戸町大字西座倉地内	
㊮	神戸小学校	神戸町大字神戸775	☎ 27-2017
㊯	下宮小学校	神戸町大字瀬古2110	☎ 27-2206
㊰	南平野小学校	神戸町大字和泉1066-1	☎ 27-3120
㊱	北小学校	神戸町大字安次300	☎ 27-5431
㊲	神戸中学校	神戸町大字末守311	☎ 27-2045
㊳	ひまわり児童クラブ	神戸町大字神戸775	☎ 080-5463-5904
㊴	つくしんぼ児童クラブ	神戸町大字安次300	☎ 080-5463-6175
㊵	なのはな児童クラブ	神戸町大字和泉1066-1	☎ 080-5463-6170
㊶	いぶき児童クラブ	神戸町大字瀬古1535-1	☎ 080-5463-5910
A	学校給食センター	神戸町大字末守315	☎ 27-1237
B	やすらぎ苑(斎場)	神戸町大字瀬古967	☎ 28-0160
C	神戸浄化センター	神戸町大字下宮100-1	☎ 28-0020
D	神戸交番	神戸町大字神戸1167-2	☎ 27-2002
E	神戸郵便局	神戸町大字神戸1124	☎ 27-8141
F	神戸町商工会	神戸町大字神戸520-1	☎ 27-4185
G	ばら公園いこいの広場	神戸町大字前田449-1	☎ 27-0177 建設課 都市計画係
H	ふれ愛公園	神戸町大字田28-2	
I	ごうど・ローズパーク	神戸町大字神戸29-3	
J	日吉公園	神戸町大字神戸7-1	
K	ごうど観光交流館 ひよしの里	神戸町大字神戸115-26	☎ 51-4704



Child-care Guide Book

2025 子育てガイドブック

令和7年4月作成

【編集：発行】

神戸町役場 民生部 子ども家庭課

〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111
TEL 0584-27-0176 FAX 0584-27-8443
URL <http://www.town.godo.gifu.jp/>



こちらのQRコードから
HPにアクセスできます。

